

神奈川県高等学校就職問題検討会議申し合わせについて

関係行政機関及び関係業界団体等で構成する神奈川県高等学校就職問題検討会議は、新規高等学校卒業予定者の就職機会の確保と職業紹介が円滑に推進されるよう、必要な事項の検討・協議の結果、平成２８年度においては、下記のとおり確認・申し合わせる。

記

◎ 申し合わせ事項

平成２８年度についても昨年度と同様に、推薦開始日からは、１人１社の応募・推薦とするが、１０月１日以降は１人２社まで応募・推薦を認める。

◎ 確認事項

１ 複数応募可否の確認

求人申込みをする際、事業主は複数応募についての可否を申し出ることとする。

２ 複数応募・推薦の方法（９月中に採否の確認が取れていない場合）

（１）推薦開始日から９月３０日までの応募・推薦に係る採否が９月３０日までに出不着の場合、１０月１日以降もう１社応募・推薦ができる。

（２）１０月１日以降Ａ・Ｂの２社に応募・推薦し、うち１社から選考結果の連絡があった場合は、次のとおりとする。

ア Ａ社内定・Ｂ社連絡待ち

Ｂ社の連絡を待ち、２社とも内定の場合は、Ａ社・Ｂ社のいずれかを選択する。

イ Ａ社不採用・Ｂ社連絡待ち

Ｃ社に応募・推薦できるものとする。

3 内定の承諾（2社から内定を得た場合）

生徒は、2社の内定を得た場合には、2社目の内定の確認後3日以内に就職先を決定し、内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。

平成28年3月18日

神奈川県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人 神奈川県経営者協会

一般社団法人 神奈川県商工会議所連合会

神奈川県商工会連合会

神奈川県中小企業経営者協会

神奈川県中小企業団体中央会

一般社団法人 神奈川経済同友会

神奈川県立高等学校長

神奈川県立学校長会議専門学科等部会

神奈川県市立高等学校長会

一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会

神奈川県産業労働局労働部

神奈川県教育委員会教育局指導部

神奈川県県民局次世代育成部私学振興課

横浜市教育委員会指導部

川崎市教育委員会学校教育部

神奈川労働局職業安定部

平成 27 年度 神奈川県高等学校就職問題検討会議 記録

I 日 時 平成 28 年 3 月 18 日 (金) 14:30～16:00

II 会 場 神奈川県労働局分庁舎 4 階会議室

III 概 要

1 神奈川県労働局職業安定部 澤口部長あいさつ

- 県内の有効求人倍率は 1.02 倍であり、県内の倍率が 1 倍を超えた。
- 今年 1 月の求人数は昨年同月と比べ 17% 増え、就職内定率は 87.2% であった。リーマンショック前の数字になってきたところではあるが、未内定の生徒が一人でも多く就職できるよう、われわれも最後まであきらめずに支援をしていくので、皆様にもご協力をお願いする。
- 今年度の新しい動きとして若者雇用促進法が実施され、この 3 月には、職場情報の提供をしていただく制度や、一定の労働関係法令違反があった事業所からの学卒求人を一定期間受付けないことができる求人不受理といったことがすでに始まっており、各経済団体においては、傘下の事業主への制度周知等にご協力いただいているが、引き続きご協力をお願いする。

2 神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課 岩崎グループリーダー兼指導主事あいさつ

- 12 月末時点の就職内定状況調査では、就職内定率が過去 10 年間の中で一番高い数値となっている。
- また、経済団体に対する雇用確保・拡大の要請や、全県立高校及び中等教育学校向けの進路指導説明会を実施するなど、様々な就職支援に取り組んでいる。
- 本日の会議では、直近の就職内定状況や就職支援事業について説明を受け、その後、「複数応募・推薦に係る申し合わせ・確認のあり方」に関わる「新規高卒者の採用選考における応募推薦方法」について、皆様にご協議いただく。
- また、今年度の高校生の就職状況を踏まえ、次年度への課題等の情報交換や共有の場としたい。

3 議題

(1) 平成 28 年 3 月新規高等学校卒業者の就職内定状況・就職支援事業実施状況

(神奈川県労働局職業安定部職業安定課 井脇 地方職業指導官)

- 平成 28 年 1 月末現在の状況について、資料 1 のとおり求職者数は 5,402 人、就職内定者数は 4,713 人であり、就職内定率は 87.2% で、前年より 3.2 ポイント増加している。
- 求人状況については、求人数が 10,592 人で、前年同月比で 17.3 ポイントの増加であり、求人倍率は 1.76 倍で、前年より 0.20 ポイント増加している。
- 求人求職状況は、平成 22 年 1 月末からの 7 年間を比較して、平成 28 年 1 月の 87.2% が一番良い状況である。
- 産業別の求人状況を見ると、一部の業種において、減少が見受けられるものの、ほとんどの業種において求人が増加しており、就職先の中心となる製造業は 15.7%、473 名の増加となっている。さらに運輸業、郵便業では 24.6%、139 名の増加、卸売、小売業においては、45.1%、361 名の大幅な増加となっている。
- 産業別の求人と就職内定状況については、製造業が 189 名の増加、卸売、小売業は 67 名の増加となっており、職業別では、技能工、採掘、製造、建築の職業で

175名の増加、事務的職業で110名、販売職業で54名の増加となっている。

- 男女別における就職内定状況について、特に女性に注目すると、職業別では事務的職業では86名の増加、販売職業においても54名の増加であったが、サービスの職業では1名の減少となっている。
- 高校新卒者の就職内定率の推移をグラフで見ると、今年1月のデータは87.2%であり、平成20年3月高等学校卒業者の1月のデータが86.3%なので、リーマンショック前の内定率を上回った状況となっている。
- 平成27年度就職支援事業実施状況については資料2のとおり、
 - 1 新規学卒求人説明会については15回実施した。平成27年6月5日から6月15日までの間に、県内全14安定所、14会場において、新規学卒求人の手続きについての説明、公正採用選考についての啓発等を実施し、参加事業所は1,562社となっている。
 - 2 学校と企業を結ぶ情報交換会は7回実施した。平成27年6月8日から6月24日までの間に、県内全安定所の14安定所が、7会場で実施し、参加事業所は336社、参加校は176校であった。来年度も全所で実施する予定である。
 - 3 高校生就職ガイダンスは11回実施した。平成27年7月に卒業年次生向けガイダンスを実施し、就職面接に向けた指導や、マナー、コミュニケーション、模擬面接等について実施しており、参加生徒数は430名であった。
 - 4 高校生企業説明会は8回実施した。新規高等学校卒業予定者を対象に人事担当者が企業情報や募集内容などについて説明をし、参加事業所は435社、参加求職者は1,416名という状況であった。
 - 5 高校内企業説明会は4回、平成27年12月から平成28年3月の間で実施した。指定した高校内において、地元企業の人事担当者等により生徒及び保護者等を対象に企業説明を行っていただいた。参加事業者は22社、参加者は生徒、保護者、教員を合わせて638名であった。

(2) 若者雇用促進法及び若者応援宣言事業について

(神奈川労働局職業安定部職業安定課 井脇 地方職業指導官)

- 若者雇用促進法について、パンフレット「若者雇用促進法のあらまし」で説明する。若者の適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に規定した法律であり、平成27年10月1日から施行(一部3月1日又は4月1日施行)となっている。
- 事業主等指針の全文をこのあらましの17ページから22ページに掲載している。
- 3月1日施行となっている ⑤求人の不受理について、新卒時のトラブルは以降の職業生活に影響を及ぼす恐れがあるため、公的機関である安定所が、就業を継続する上で問題を抱えることが懸念される労働関係法令違反の求人者からの新卒求人について、一定期間受理しないということができるというものである。
- 色つきの部分で不受理となる対象と不受理期間を掲示しているが、1においては、対象の主となると思われる労働基準法及び最低賃金法の規定に違反した場合のものとなる。(1)は1年間に2回以上の同一条項違反で是正勧告を受けている場合となるが、同一条項とは項のレベルまで同一のものをさす。
- (2)は違法な長時間労働を繰り返しているとして公表された場合となり、これらについては、違反が是正されるまでの期間と是正後6か月経過するまでの期間が不受理期間となる。
- (3)は対象条項の違反により送検され公表された場合となり、この場合には

送検された日から1年が経過するまでとなるが、送検から1年経過していても是正から6か月経過していない場合は、不受理期間が延長される。

- 2は、男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定において、法違反の是正を求める勧告に従わずに公表された場合となっており、こちらも上記1の(1)(2)の場合と同様に違反が是正されるまでの期間と是正後6か月経過するまでの期間が不受理期間となる。6ページ及び7ページにそれらを図式で説明している。
- 実際に求人不受理の対象となる規定については、8ページに掲載している。1が過重労働の制限などに対する規定、2が性別や仕事と育児などに関する規定、3がその他青少年に固有の事情を背景とする課題の規定となっている。
- ⑥青少年雇用情報の提供について、新規学卒者の早期離職率が高いということ等があり、新卒時の適職選択が十分に行われず、ミスマッチを課題として捉えている。新卒者の適職選択に加え、企業にとっても採用・広報活動を通じて詳しい情報提供をすることによる円滑な採用に資するという二点からこのような規定が設けられている。
- 情報提供については、新卒者等を対象とした募集・求人申込を行う場合に必要となる。ハローワークでは、中卒・高卒・大卒等求人のいわゆる学卒求人が対象となる。
- 企業は応募者等からの求めがない場合においても幅広い職場情報の提供が努力義務とされており、応募者等やハローワーク・職業紹介事業者から求めがあった場合には、10ページに記載のある情報提供項目(ア)(イ)(ウ)の中から一つ以上の情報提供が義務となる。
- ハローワークの新卒求人受理に当たっては、全ての青少年雇用情報の提供を求めていくこととしており、27ページに掲載してある青少年雇用情報シートの提出を求めることとしている。ハローワーク以外の募集者においてもホームページでの公表等について事業主等指針に記載されている。
- 情報提供における留意事項、情報提供方法、情報提供が義務となる「求め」の方法が10～11ページに記載されているので、参考にしていきたい。
- ⑦若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度について、すでに昨年10月1日より施行実施されている。若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度をユースエール認定制度と呼び、認定を受けた企業をユースエール認定企業としている。
- 認定基準は、数値的な基準も設けられており、記載の基準すべてを満たす必要がある。パンフレットの認定基準の記載に一部誤りがあるので、正しい認定基準の用紙を挟み込みしてある。
- 認定を受けることによるメリットとして、厚生労働省が運営するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」に企業情報を掲載しPRすることや、大卒等の就職面接会において優先枠を設け、優先的に参加いただけるように考えている。
- また、認定企業は、自社の商品、広告などに認定マークを使用することができ、認定を受けた優良企業であることを対外的にアピールできることや、キャリアアップ助成金等の若者の採用育成を支援する助成金等が加算されるといったことが挙げられる。
- 14ページ以降には、ジョブカードの普及促進や、参考資料を付けているので、後程ご覧いただきたい。

- 若者応援宣言事業については、平成 25 年度から本格的に実施し、企業の募集をしている。ユースエール認定制度との明確化を図るため、「若者応援宣言企業」とし、若者を自社の社員として採用し、長期的に育成することに積極的に取り組む企業に対し支援をしていく事業である。
- 宣言のあった企業の就職関連情報を含めた P R シートについては、認定制度と同様、厚生労働省が運営するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」に掲載している。
- 今後もこの事業は、ユースエール認定制度と並行して実施していくので、経済団体においてはユースエール認定制度と併せて傘下の事業主への案内をお願いしたい。参考までに、1 月末現在の都道府県別の登録件数が分かる資料を付けている。

(3) 採用選考に係る不適正事案と対応システム・県立高校の内定状況について

(神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課 倉前指導主事)

- 新規学校卒業者の就職に係る「公正な採用選考」については、厚生労働省、文部科学省連名の通知を受け、①選考開始期日の遵守 ②就職希望者の適正な職業選択の確保 ③差別的な選考の防止等の取組をお願いしている。
- 趣旨に反する採用選考や早期選考が行われた場合には、資料 3 のとおり、採用選考に係る不適正事案対応システムによって神奈川労働局と連携を図りながら対応しており、平成 10 年度より活用している。
- 具体的には、不適正な事案が生じた場合には、各学校は所轄のハローワークへ通報するとともに、資料 3 裏面にある「早期選考及び不適正事案連絡票」により教育委員会へ連絡する。
- 連絡を受けたハローワーク及び教育委員会は、神奈川労働局に通報する。以後は所轄のハローワークから、企業に対しての事実確認や指導等をしていただくことになる。
- 今年度の早期選考は 0 件、不適正事案は 18 件であった。
- 不適正事案の内容は、不適切な面接の質問 7 件、不適切な採用選考 7 件、不要な書類等の提出要請 4 件 等である。
- つぎに、県立高校の内定状況について説明する。資料 4 は、文部科学省から発表された平成 28 年 3 月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況に関する 12 月末現在の調査結果である。
- 全国の就職内定率は、90.0%で去年同期から 1.2 ポイント上昇している。神奈川県においては、84.6%で去年同期から 2.1 ポイントの増となったが、残念ながら全国で 3 番目に低い数字となっている。
- 神奈川県の男子の内定率は 86.6%、女子が 81.8%となっており、依然として女子の内定状況が厳しいことがうかがえる。
- 県立高校及び中等教育学校の 12 月末の内定率は、85.6%となっており、昨年同月より 1.1 ポイントの増となっている。各校の内定状況が良好であることがうかがえる。
- 過去 10 年間の県立高校生の就職内定率の変化を 10 月末、12 月末、3 月末に分けてまとめたグラフを見ると分かるように、過去 10 年間で一番高い内定率になっている。リーマンショック以降厳しい状況であった就職内定状況もかなり好転したと判断できる。

(4) 新規高卒者の採用選考における応募推薦方法について

① 各都道府県における申し合わせ状況について

(神奈川県労働局職業安定部職業安定課 井脇 地方職業指導官)

- 資料5のとおり、1人2社制について全国の状況を見ると、9月末まで1人1社、10月から2社は15局で一番多く、神奈川県は東京都と同じこの形で行っている。次に10月末まで1人1社、11月2社は14局となっている状況である。
- 提案として、平成28年度の申し合わせ事項は、推薦開始日からは1人1社の応募・推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認める。
- 確認事項として、
 - 1 複数応募可否の確認は、求人申込みをする際、事業主は複数応募についての可否を申し出ることとする。
 - 2 複数応募・推薦の方法は9月中に採否の確認が取れていない場合について、
 - (1) 推薦開始日から9月30日までの応募・推薦に係る採否が9月30日までに出不着の場合、10月1日以降もう1社応募・推薦ができる。
 - (2) 10月1日以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から選考結果の連絡があった場合は、次のとおりとする。
 - ア A社内定・B社連絡待ちの場合、B社の連絡を待ち、2社とも内定の場合は、A社・B社のいずれかを選択する。
 - イ A社不採用・B社連絡待ちの場合は、C社に応募・推薦できるものとする。
 - 3 内定の承諾について、2社から内定を得た場合には、生徒は、2社目の内定の確認後3日以内に就職先を決定し、内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。

② 平成28年度神奈川県における申し合わせについて

(神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課 倉前指導主事)

- 資料6のとおり、平成27年度の県立高校における1人2社制の利用は、就職希望のあった124校138課程中39課程あった。
- 活用した生徒がいた学校の応募・推薦先については、①の表のとおり、県内のみの企業に応募している人数が多くなっている。
- 複数の応募を行った生徒数、企業数については、②の表のとおり、平成19年度から年々増加してきており、1人2社制が定着し、広がりを見せていたが、ここ数年、内定が早く決まるケースが多く、活用する生徒が減少したと考えられる。
- 複数の応募・推薦による内定状況については、③の表のとおり、活用した生徒79名のうち60名の生徒が内定をいただいている。また、そのうち5割の生徒が2社からの内定をいただいている。1人2社制の効果があらわれた結果であると考えられる。
- ④の表のとおり、1人2社制を活用した39のすべての課程で、1人2社制を活用することで就職機会が増えた若しくはどちらかというが増えたと思うと回答している。
- 一方で1人2社制を活用しなかった学校の理由として、早い段階で内定が決まったことや、生徒への負担が大きいという回答が多くあった。
- 以上のことから、就職内定状況が好転しており、利用頻度は減っているものの、多くの学校で1人2社制を有効なものと考えている状況がうかがえる。
- 「神奈川県高等学校就職問題検討会議申し合わせについて(案)」の資料のと

おり、平成 28 年度についても、1 人 2 社制は、今年度と同様の対応をお願いできればと考えている。

【提案】平成 28 年度の申し合わせ事項は、推薦開始日からは 1 人 1 社の応募・推薦とするが、10 月 1 日以降は 1 人 2 社まで応募・推薦を認める。

※ 提案のとおり承認。

4 意見交換

- 案のとおり進めてもらいたい。(経営者協会)
- 内定が早く、求人状況もよいと聞き安心した。中小企業の求人担当者からは説明会を開いても生徒がなかなか足を運んでくれないと伺っている。地元企業にもいろいろな良さがある。説明会の参加などぜひ学校でご指導いただきたい。(商工会議所連合会)
- 事故案件は全ての就職希望者数からの数字なのか。(中小企業団体中央会)
- そうである。(高校教育課)
- どうやって不適正事案の内容を確認しているのか。(中小企業団体中央会)
- 生徒からの受験報告書を基に、学校で不適正と判断した場合、ハローワークに相談して最終的な判断をしてもらう。(高校教育課)
- 了解した。前段に雇用促進法で不受理の話があり、根絶すべき不適正なのか、たまたまそういう風になってしまったのかなど、いくつかあるのではないかと疑問が生じたため質問させていただいた。(中小企業団体中央会)
- 中堅どころの企業でも採用が難しい場合がある。ジョブカード等を上手に活用していただきたいと考える。(経済同友会)
- 詳細な資料に感謝する。高校から就職する場合のキャリア教育について、今後は中学校でも充実をさせていきたい。(横浜市教育委員会)
- 横浜市立高等学校でも就職する生徒がいるが、特に大きな問題を聞いていない。(神奈川県市立高等学校長会)
- 本校での就職者はいない。20 年位前の会議では日程だけを決めていた。現在のような話合いはなかった。大変に良いと考えている。(神奈川県私立中学高等学校協会)
- 関係機関の方々から情報提供をいただきながら、高校生の就職促進に向けてご尽力いただければと思う。(神奈川県県民局次世代育成部私学振興課)
- 新卒の状況がよくなったのは良いことである。30 代、40 代の不本意採用については根が深く、難しい問題である。新卒の時にしっかりした指導をお願いする。(神奈川県産業労働局労働部雇用対策課 宮坂課長)

※ ●：構成員、○：事務局（神奈川労働局職業安定部職業安定課・神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課）

閉会のあいさつ（神奈川労働局職業安定部職業安定課 清原課長）

- 現在、卒業前の集中支援ということで、1 人でも多くの内定者を出そうと取り組んでいる。
- 若者雇用促進法、特に求人不受理や雇用情報の提供については、周知が十分にされていない。周知のご協力をお願いしたい。

- ユースエール認定企業や若者応援宣言企業で、我々も企業情報を提供してPRしていく。
- 公正な採用選考について、高校生が初めての就職でつまづくと、その後の職業人生に影響を与える。慎重に取り扱いいただきたい。
- 今年度は、労働法制に係る出張セミナーを高校でも実施している。何かあればお声掛けいただきたい。